別記様式

（表面）

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦福祉検査証

第　　号

写真

官　　職
又は職名

氏　　名

生年月日

母子及び父子並びに寡婦福祉法第22条(同法第31条の7第4項及び第33条第5項において準用する場合を含む。)に定める当該職員であることを証する。

令和　　年　　月　　日　交付

都　道　府　県　知　事

(指 定 都 市 等 の 市 長)

印

（裏面）

母子及び父子並びに寡婦福祉法(抄)

(報告の徴収等)

第22条　都道府県知事は、母子家庭の福祉のために必要があると認めるときは、母子家庭日常生活支援事業を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問をさせ、若しくはその事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(父子家庭日常生活支援事業)

第31条の7　(略)

2・3　(略)

4　(略)、第21条から第24条までの規定は父子家庭日常生活支援事業を行う者について、それぞれ準用する。この場合において、第22条第1項中「母子家庭の」とあるのは「父子家庭の」と、(略)と読み替えるものとする。

(寡婦日常生活支援事業)

第33条　(略)

2～4　(略)

5　第21条から第24条までの規定は、寡婦日常生活支援事業を行う者について準用する。この場合において、第22条第1項中「母子家庭の」とあるのは「寡婦の」と、(略)と読み替えるものとする。

注意

1　この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2　この検査証は、官職又は職名に異動を生じ、又は不要となつたときは、すみやかに、返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。